困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の充実を求める意見書

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の充実を求める意見書

2024年４月１日、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な女性支援を行うこととする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行された。法施行以降、各自治体において、計画策定及び独自の女性支援の取組が進められつつあるが、自治体ごとに認識や施策に格差がある。

女性福祉の現場を担う自治体において、当事者、市民及び民間団体とともに、地域の課題を把握し、計画策定とそれに基づく実質的かつ具体的な施策を進めるべきであり、困難女性支援法に基づく取組が、地域格差なく着実に進められることが肝要である。とりわけ、支援の中核を担う女性相談支援員は、その多くが非常勤職員であり、人材の確保と定着が課題となっている。

困難女性支援法に基づく施策を各自治体で確実に実行するため、府中市議会は国に対し、以下の事項を求めるものである。

１　政府は市町村の施策推進を後押しする予算を措置すること。

併せて、女性相談支援員の配置促進、常勤化及び処遇改善が進むように地方交付税措置を含む財政措置を講じること。

２　自治体間格差是正のための具体策を講じること。

⑴　女性支援と支援の均質化に向け、女性相談支援員の業務に関して、ＤＶ被害者等の安全確保と、困難を抱えた女性が相談につながることができる開かれた窓口に関する指針を示すこと。

⑵　女性支援法に基づく支援調整会議の先行好事例を収集・把握し、全自治体に積極的に共有し、実践を広げていくこと。

⑶　厚生労働省の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」における一時保護に関する考え方を改めて周知し、都道府県等の女性相談支援センターにおいて、支援を必要とする女性が確実に一時保護を含む支援につながるように適切な運用が図られるよう助言すること。

３　困難女性支援法施行後の変化や課題等を把握するために自治体の事務負担に配慮しつつ全国調査を早急に実施し、今後の施策拡充の検討と、法施行後３年を目途とした法の見直しに向けた論議に活かすこと。

４　社会福祉を担う厚生労働省と、人権・ジェンダー平等を担う内閣府の緊密な連携をはじめ、省庁間の連携強化に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月３０日

様

東京都府中市議会議長

佐　藤　新　悟